

自転車損害賠償保険等の加入義務化について Q & A

Q 1 なぜ自転車保険への加入が義務になったのですか

自転車利用者が加害者となる事故が後を絶たず、全国では自転車に関わる事故に対する高額な損害賠償を命ずる事例が発生しており、被害者救済と自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減を図るため、保険等への加入を義務としました。

Q 2 自転車保険への加入はいつから義務化されますか

令和8年10月1日から義務化となります。

Q 3 自転車保険に加入しない場合、罰則はありますか

罰則は設けておりませんが、自転車事故を起こした場合に備えて、必ず自転車保険に加入してください。

Q 4 自転車保険等に新たに加入する必要がありますか

まずは現在契約されている様々な保険等の補償内容を確認してください。現在加入中の保険等に、自転車事故で相手に怪我を負わせてしまった場合の損害を補償する内容が含まれていれば、新たに保険等に加入する必要はありません。自転車保険等の種類や保険加入状況チェックシートを参照してください。また、加入中の保険等の内容がわからない場合は、契約している保険会社等にお問い合わせください。

加入していない場合は、自転車保険に加入する必要があります。この場合も、自転車事故において相手方への損害を補償する内容が含まれている保険等に加入すれば、「自転車保険」という名称のものや自転車利用者向けに用意された商品でなくても構いません。

Q 5 条例ではどれくらいの補償が必要と規定されていますか

条例で加入を義務としているのは、自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害を賠償できる保険又は共済ですので、自身の怪我等に対する保険(いわゆる傷害保険等)への加入義務はありません。

また、賠償額や示談交渉サービス付きか否かまでは規定しておりません。

Q 6 保険料はいくらですか

保険料は、保険内容や補償内容により様々です。ご自身に合った補償内容をご確認の上、保険等に加入してください。

Q 7 自転車利用者一人ひとりが加入手続きをするのですか

保険商品には本人のみを補償の対象とするもののほか、家族全員を対象とするものなどがあり、必ずしも一人ひとりが手続きする必要はありません。保険内容をよくご確認の上、実情に合わせて

加入してください。

Q 8 県で加入できる保険はありますか

県では保険の販売、あっせんなどは行っておりません。保険・共済事業者、保険代理店等にお問合せください。

Q 9 事業活動において自転車を利用する事業者とは何ですか

配達のために自転車を使用して業務を行う事業者のほか、官公署、会社、事業所の業務で自転車を利用する事業者も含まれます。

Q10 事業活動において自転車を利用している場合どのような自転車保険に加入すればよいですか

事業者がその事業活動において自転車を利用するときは、事業活動中における自転車事故の損害を補償する保険等に参加する必要があります。この場合、事業者向けに販売されている「施設賠償責任保険」等の名称の保険商品が自転車保険に該当します。

もしくは、自転車の車両に付帯した保険(例：TS マーク付帯保険)が該当します。

※事業活動中に自転車事故を起こし相手にケガなどを負わせた場合、一般的に従業者自身が個人で加入している個人賠償責任保険等では補償されません。

Q11 自転車貸付業者は、どのような自転車保険に加入すればよいですか

通常の施設賠償責任保険の場合、対象は自転車貸出業者の整備や管理上のミスに起因する事故であり、借受人(利用者)の運転ミスによる事故は一般的に補償対象外となることが考えられます。そのため、借受人(利用者)の運転ミスを含め、貸し出した自転車の利用全般を補償する保険への加入は保険会社などに相談してください(商品・引受は保険会社ごとに異なります。補償の条件や補償範囲等の詳しい内容は、保険会社にお問い合わせください。)

もしくは、自転車の車両に付帯した保険(例：TS マーク付帯保険)が該当します。